

尾道市空き家財道具等処分支援事業補助金のご案内

～空き家バンクに登録している方を対象に～

尾道市では、空き家バンクに登録している空き家に係る家財道具等の処分や清掃等にかかる費用を補助します。



■空き家バンクとは？



空き家を売りたい・貸したい人と、空き家を買いたい・借りたい人をマッチングする制度です。

■補助金の額は？



補助対象経費の2分の1(上限額20万円)

■補助対象経費とは？



【住宅家財の処分、清掃等】 ○家財道具等の処分費用 ○住宅内の清掃費用

【樹木の伐採等】 ○草木の伐採、運搬、廃棄費用 ○敷地内の清掃費用 etc...

※市内に事業所等を有する一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている業者に支払う経費に限ります！
個人でクリーンセンター等に持ち込んで発生した処分費用や特定家庭機器リサイクル料は対象外です。

■補助の対象区域は？



空き家バンクの登録対象区域内

全域	西土堂町、東土堂町、長江一丁目・二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、 因島各町、御調町、原田町
車が入れない路地に面した区域	東御所町、土堂一丁目・二丁目、十四日元町、久保一丁目・二丁目・三丁目、尾崎本町

■補助の対象者は？



空き家バンクに登録している物件の所有者等(家財道具等を処分する権限を有する者)

■補助金の申請方法は？



まずは空き家バンクへの登録申請が必要です。

空き家バンク登録申請後、以下のページより書類をダウンロードし、市役所まちづくり推進課住宅政策係へ提出してください。(申請の流れ、必要書類は裏面を参照してください。)

URL: <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/31884.html>

■募集期間



令和7年5月7日(水)から令和7年11月28日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで) ※ただし、予算に達した場合は終了します。

■その他の確認事項

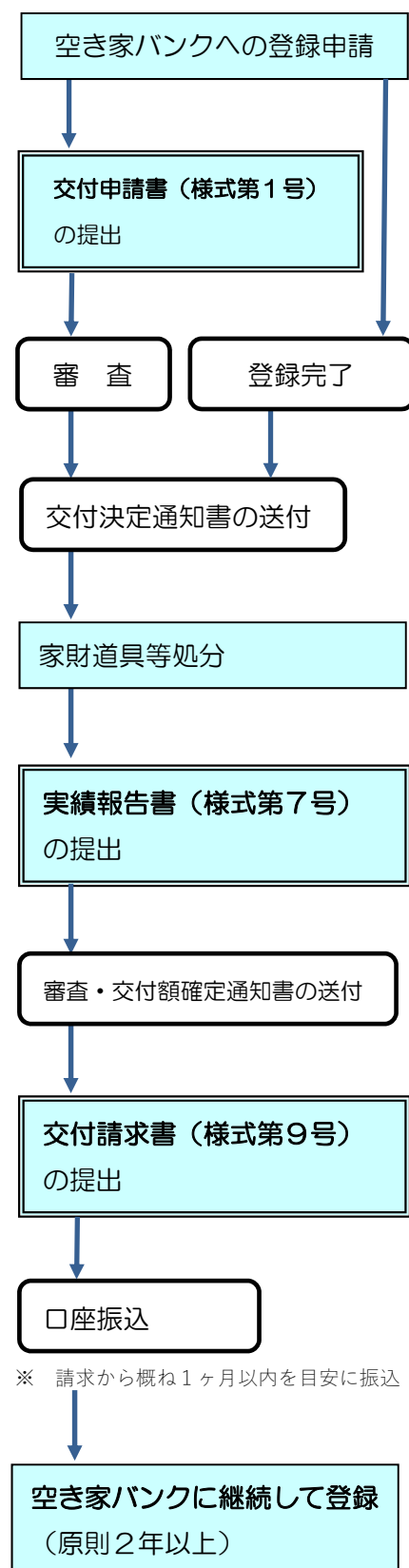


- ・財産処分に係るトラブルを回避するため、空き家の購入者や賃借人は対象外としています。
- ・家財道具等の処分の完了後 30 日以内、令和8年2月末までに実績報告書を提出してください。
- ・補助金交付後は原則 2 年間空き家バンクへの空き家の登録を抹消することはできません。

(裏面へ)

尾道市空き家財道具等処分支援事業補助金

申請フロー・提出書類



【提出書類】

交付申請書（様式第1号）の添付書類

- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ☐ 補助対象経費の見積額及びその内訳が確認できる書類（見積書など）
- ☐ 補助対象空き家又はその敷地の状況が分かる写真
- ☐ 申請者が所有者等であることを証する書類（登記簿謄本等）
- ☐ 補助対象空き家等が居住その他の使用がなされていないということが常態であることを確認することができる書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

実績報告書（様式第7号）の添付書類

- ☐ 実績報告書（様式第7号）
- ☐ 補助対象事業に係る請求書の写し又は領収書の写し（事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳を添付すること。）
- ☐ 補助対象事業の実施が分かる空き家又はその敷地の写真
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※ 様式等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
尾道市役所 建設部 まちづくり推進課 住宅政策係
TEL 0848-38-9347
E-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp